学校安全委員会規約

(設置)

第1条 安全教育の組織的な取組を計画的に実施するため, ●●●学校安全委員会(以下「学校安全委員会」という)を設置する。

(職務)

- 第2条 学校安全委員会は、次の事項を協議する。
 - (1) 危険箇所の抽出・分析・管理の活動に関すること
 - (2) 危険箇所の定期的な点検に関すること
 - (3) 学校安全に関する取組
 - (4) その他の関連事項

(構成等)

- 第3条 学校安全委員会は、次に掲げる者のうちから●●●学校長が任命又は委嘱した学校安全委員で構成する。
 - ①●●●学校教職員
 - ②保護者代表
 - ③児童生徒代表
 - ④学区内在住の有識者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とし、再任することを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 学校安全委員会に委員長を置き、校長がその任にあたる。
 - 2 委員長は、会議を運営し、意見を集約する。

(会議)

- 第6条 学校安全委員会は、委員長が招集する。
 - 2 学校安全委員会には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 学校安全委員会に関する庶務は、●●●学校において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、学校安全委員会の運営に関しての必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。